

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期限が5年延長されます。令和5年度以降の住民税(令和4年分以降の所得税)について適用されます。



セルフメディケーション税制改正内容

	改正後	改正前
適用期間	令和4年1月1日～令和8年12月31日(※)	平成29年1月1日～令和3年12月31日
税制対象医療薬品	対象をより効果的なものに重点 スイッチOTC薬から、効果の薄いものを対象外とする とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)につ いて、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充	スイッチOTC薬
手続き	取組(予防接種等)に関する書類の確定申告書への添付は不要(手元保管) 医薬品購入費は明細を添付(取組に関する事項を明細に記載)	取組に関する書類は確定申告書への添付が必要(e-Taxの場合は手元保管) 医薬品購入費は明細を添付

※適用期間内の1年中に購入した医薬品について申告した場合は、翌年度の住民税(市・都民税)に反映されます。

例：令和8年1月1日から令和8年12月31日までに購入した医薬品について申告した場合、令和9年度住民税(市・都民税)に反映されます。